

## 生命保険(特定保険契約)の保険代理店手数料の開示等について

平成 29 年 3 月

お客様の中長期的な資産運用を積極的にサポートしていくため、平成29年4月より、「保険代理店手数料の開示」、および「保険代理店手数料の受領方式の変更」を実施しますので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 保険代理店手数料の開示

当金庫は、生命保険会社から受領する生命保険(特定保険契約(※1))の保険代理店手数料について、保険会社の同意を前提に自主的に開示することといたします。

保険代理店手数料は、保険会社から販売代理店である当金庫に支払われるもので、お客様から直接いただく費用ではありませんが、お客様がより一層適切な判断を行っていただけるよう、開示するものです。

#### 2. 保険代理店手数料の受領方式の変更

手数料開示対象の商品は、販売時の専門性の高いコンサルティングと契約後の丁寧なアフターフォローをご提供していくことから、当金庫が受取る代理店手数料の受領方式を「販売手数料(※2)」と「継続手数料(※3)」に分けて受領する方式に変更いたします。

##### ※1 「特定保険契約」

変額保険、外貨建保険など、市場リスクを有する生命保険契約

なお、当金庫取扱保険商品については、「みらい、そだてる」「しあわせ、ずっと」「かがやき、つづく2」が該当いたします。

##### ※2 「販売手数料」

販売時のコンサルティングの対価として、販売額に応じて生命保険会社から受領する手数料

##### ※3 「継続手数料」

アフターフォロー等の対価として、契約期間中に保険会社から定期的に受領する手数料

以上

【本件に関するお問い合わせ先】  
呉信用金庫 営業店支援本部  
個人取引支援グループ(担当:中島・山田)  
TEL:0823-25-6830